

事務連絡
平成27年4月10日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成27年3月31日付け障発0331第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）にてお知らせしたところであるが、別添正誤表のとおりとするので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきよう期されたい。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

評価・基準係 吉元、北村（3036）

TEL：03-5253-1111

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤表

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）】

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	現 行	改 正 後 (誤)	改 正 後 (正)
P165	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p>	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を<u>8.5</u>で除して得た数以上であること。</p>	<p>第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援A型サービス費の区分について</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費（I）については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を<u>7.5</u>で除して得た数以上であること。</p>
P212	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(5) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(5) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（<u>障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。</u>）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（<u>当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。</u>）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(5) 障害福祉サービスの体験利用加算の取扱い</p> <p>② 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p>

正誤箇所	現 行	改 正 前 (誤)	改 正 後 (正)
P214	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(6) 体験宿泊加算の取扱い</p> <p>⑥ 体験宿泊加算については、15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(6) 体験宿泊加算の取扱い</p> <p>⑥ 体験宿泊加算については、15日（<u>体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。</u>）を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（<u>当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。</u>）を限度として算定できることに留意すること。</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(6) 体験宿泊加算の取扱い</p> <p>⑥ 体験宿泊加算については、15日を限度として算定できるものであること。</p> <p>なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日を限度として算定できることに留意すること。</p>